マイナシバーカードはお持ちですか

マイナンバーカードの申請をお急ぎください。

マイナンバーカード未取得者の方については、交付申請書を7月中旬から順次再々送付します。 (令和3年10月31日時点で75歳以上の方、令和4年1月1日以降に出生または国外から転入された方、 在留期間の定めのある外国人の方などの一部の方には、別の機会に交付申請書を送付しているた め、今回は送付しません。)

申請方法は、スマホで交付申請書の2次元コードを読み取って、 メールアドレスや氏名・生年月日などを入力して、顔写真を添付 して送信するだけです。

役場住民課でも申請できます。役場住民課では、写真撮影から オンライン申請まで全部無料で住民課職員が行いますので、手ぶ らでお越しいただくだけで大丈夫です。



7月の休日申請受付・交付窓口

とき 7月23日(土)午前9時~正午 ところ 役場住民課窓口

マイナンバーカードの受け取りもできます。ただし、休日窓口での受け取りは来庁者が多数のため、 長時間の待ち時間が生じることをあらかじめご了承ください。

- ※携帯電話をお持ちください。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、準備が整うまでの間は庁舎 の外でお待ちいただき、準備が整い次第、順次電話でお呼びします。
- ※その他の住民課業務(戸籍、住民異動、各種証明書の発行等)は行いません。

間合せ先 役場 住民課 内線121・174

ナポイント第2弾を実施しています。

マイナポイントとは、マイナンバーカードを使って予約・申し込みを行い、選んだキャッシュレス決済 サービス(※)で利用可能なポイントがもらえるしくみです。

※QRコード決済(○○Pay)や電子マネー(交通系のICカードなど)、クレジットカードなどのことです。

対象

- ●マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイント第1弾に申し込んでいない方(マイナンバー カードをこれから取得する方も含みます。)
- ②マイナンバーカードの健康保険証としての利用申し込みを行った方(6月29日以前に利用申し込みを 行った方も含みます)
- ③公金受取□座の登録を行った方(6月29日以前に登録を行った方も含みます)

ポイント付与

- ●最大5,000円相当のポイント
- ※令和3年12月末までにマイナポイント第1弾に申し込んだ方で、まだ20,000円のチャージやお買 い物を行っていない場合(最大5.000円分までポイント付与を受けていない方)は、令和4年1月1 日以降も引き続き、上限(5,000円相当)までポイントの付与を受けることができます。
- 237,500円相当のポイント

マイナンバーカードの申請期限 ①②③9月末

マイナポイントの申込期間

●令和5年2月末まで 236月30日(木)~令和5年2月末

問合せ先 役場 企画課 内線163



総務省マイナポイント事業 ホームページ IRI https://mynumbercard. point.soumu.go.jp/